平成27年7月3日

#### 平成27年度における年度評価等スケジュール

n+ #n	<b>.</b>				実施主体	Ż	7.の仏宗議市石笠
時期	内容			評価委員	市 (事務局)	法人	その他審議事項等
6月30日	業務実績報告書提出	提出	期限: 当該年度終了から3か月以内		<b>←</b>		
7月3日	第1回評価委員会	法人からの自己評価内容説明		0			・法人からの財務諸表等に係る説明 ・法人からの27年度年度計画報告
	各評価委員で小項目評価・大項目評価	[	随時、法人への質問・意見聴取	0			
7月17日	小項目評価・大項目評価(案)を事務局へ返送			0—	<b>→</b>		
	提出された評価(案)のとりまとめ、意見一覧作成 大項目評価(案)を作成 全体評価(案)を作成				0		
7月24日	各委員意見一覧(事務局とりまとめ)情報提供			<b>←</b>	<del>-</del> 0-	<b>^</b>	
7月28日	第2回評価委員会	小項価	目を一つずつ検討・評価、大項目評	0			・財務諸表等の承認の際の意見(案)提示
	第2回評価委員会の意見集約 大項目評価(案)を作成 全体評価(案)を作成				0		
8月6日	第3回評価委員会	小項目・大項目・全体を検討・評価 →確定		0			・財務諸表等の承認の際の意見確定 ・28年度評価における最重点項目 の設定について
	結果通知(市、法人)				<b>→</b> ○	<b>→</b> ○	
8月21日(予想)	岡山市議会(9月定例)報告				0		

# 平成26年度の業務実績に関する評価について 財務諸表の承認の際の意見について

医療政策推進課

#### 評価委員会の業務

業務の実績の評価	① 各事業年度における業務の実績についての評価(第28条) ② 中期目標期間における業務の実績についての評価(第30条) ③ 評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善その他の勧告 (第28条、第30条)
市認等の事をの意見が、承認等の事をの事をの事をを表すがある。	<ul> <li>① 業務方法書を認可する際の意見(第22条第3項)</li> <li>② 中期目標を作成・変更する際の意見(第25条第3項)</li> <li>③ 中期計画の作成・変更を認可する際の意見(第26条第3項)</li> <li>④ 中期目標期間の終了時に組織・業務全般にわたる検討を行う際の意見(第31条第2項)</li> <li>⑤ 財務諸表等の承認の際の意見(第34条第3項)</li> <li>⑥ 積立金を次期中期目標期間の業務の財源への充当を承認する際の意見(第40条第5項)</li> <li>⑦ 限度額を超えた短期借入を認可する際の意見(第41条第4項)</li> <li>⑧ 短期借入の借換を認可する際の意見(第41条第4項)</li> <li>⑨ 重要な財産の処分を認可する際の意見(第44条第2項)</li> </ul>
意見の申出	① 役員報酬等の支給基準に関する市長に対する意見 (第56条第1項、第49条第2項)

#### 下線部分が、評価委員会において毎年行う必要のある業務



- 各事業年度に係る業務の実績に関する評価(年度評価)
- 〇 市長が財務諸表を承認する際の意見

#### 根拠条文

#### 地方独立行政法人法 第28条 (各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

- 1 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、<u>当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。</u>
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

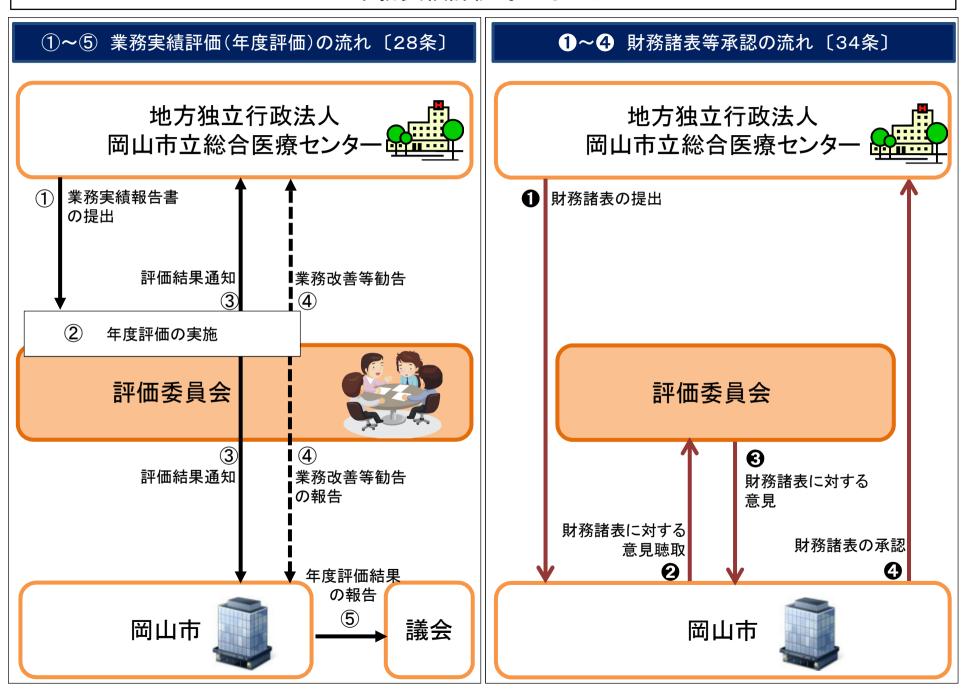
#### 地方独立行政法人法 第34条 (財務諸表等)

- 1 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の 区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を 受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第四項及び第百三十条第八号において同じ。)を 付けなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

#### 地方独立行政法人法第30条 (中期目標に係る業務の実績に関する評価)

- 1 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、<u>当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を</u>考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 第二十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

#### 業務実績評価等のながれ



#### 業務実績評価の方法

#### 評価の目的

法人が<u>中期目標を達成するため</u>に、<u>業務運営の改善及び効率化が進められること</u>及び<u>法人の質的向上に資すること</u> を目的として行う

#### 評価の種類

#### 年度評価

- ·各事業年度終了時に実施(毎年度実施)
- -法第28条
- ⇒必要があると認めるときは、法人に対し、業務 運営の改善その他の勧告をすることができる

#### 中期目標期間評価

- ・中期目標期間終了時に実施
- •法第30条
- ⇒必要があると認めるときは、法人に対し、業務 運営の改善その他の勧告をすることができる

#### 項目別評価

・年度計画の小項目および大項 目を5段階で評価

#### 全体評価

・項目別評価の結果を踏まえ、計 画の進捗状況や業務全体を記 述により評価

#### 項目別評価

・今後実施要領を定める

#### 全体評価

・今後実施要領を定める

## 法人による小項目自己評価

評価委員会による 小項目評価

評価委員会による 大項目評価

評価委員会による 大項目評価

#### 評価結果の活用





- 〇法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に 取り組むとともに、状況を評価委員会に報告する。
- 〇法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討(法第31条)、次期中期目標の策定及び次期中期計画の認可(法第25条、26条)に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえる。

#### 評価方法のポイント

#### ■小項目評価について

それぞれの項目について、年度計画の進捗状況を5段階の評語を付して評価。 基本は、計画の実施状況により「A」~「D」の評語を付す。 特筆すべき実施状況を評価するために「S」を設ける。

#### ■大項目評価について

小項目評価における平均評点を客観的基準として、5段階の評語を付して評価。 評価基準は、小項目評価における年度計画の進捗状況と合致するように設定している。 ※例外ルールは設けない

- ■最重点項目は設定しない(26年度評価)
- 26年度評価においては、評価における「最重点項目」は設定しない。
- →27年度実施の評価委員会において、27年度評価において「最重点項目」を設定(=協議により大項目評価において、一段階上または下の評語をふすことができる例外ルールを設ける)するかどうかご議論いただく。



#### 年度評価の実施方法について

## 法

## 項目別評価

### 価 委 員 会

評

による評!

#### 1. 法人による小項目自己評価

5段階(S·A·B·C·D)による自己評価

○法人の具体的な取り組み及び実績を記述することにより業 務の実施状況を明らかにし、5段階による自己評価および その判断理由を記載した業務実績報告書を作成する。



#### 2. 小項目評価

5段階(S·A·B·C·D)による評価

- ○法人から提出された業務実績報告書をもとに、法人の業務の進捗状 況を総合的に検証し、法人による自己評価と同様の基準により5段階 の評語を付す。
- ○評価に必要な場合は、法人に対して意見聴取や資料提供を求める。
- 〇自己評価の妥当性を検証し、法人と評価委員会の判断が異なる場 合は、その判断理由を記載する。
- 〇必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点について記述する。

#### 3. 大項目評価

5段階(5・4・3・2・1)による評価

- ○小項目評価における大項目ごとの平均評点を基にして、中期目標の 達成に向けた業務の進捗状況について、5段階による評語を付す。
- 〇必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点について記述する。

#### 4. 全体についての総合評価

#### 記述式による評価

○項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の 全体的な進捗状況について、記述により総合的な評価を 行う。



#### ■小項目評価の基準

(1及び2の評価基準)

評価(評点)	評価基準
S (5)	年度計画を大幅に上回って実施
A (4)	年度計画を上回って実施
B (3)	年度計画を順調に実施
C (2)	年度計画を十分に実施できてい ない
D (1)	年度計画を大幅に下回っている

#### ■大項目評価の基準

(のの証は世帯)

<u>(3の評価基準)</u>							
評価	評価基準						
<u>5</u>	中期計画の実現に向けて、特筆すべき 進捗状況 ※評点平均4.2以上						
<u>4</u>	中期計画の実現に向けて目標を上回っ て実施している ※評点平均3.7以上4.1以下						
<u>3</u>	中期計画の実現に向けておおむね計画 通りに進んでいる ※評点平均2.7以上3.6以下						
<u>2</u>	中期計画の実現のためにはやや遅れている ※評点平均1.7以上2.6以下						
1	中期計画の実現のためには重大な改善 すべき事項がある ※評点平均1.6以下						

全体評価

#### 財務諸表等の確認方針

#### 財務諸表のチェック

- ○監事による監査(法第13条ほか)
  - …会計監査を含む法人の業務の全般的な監査を行う
- 〇会計監査人による監査(法第35条)
  - …複雑かつ専門的な会計経理に関し専門的立場から監査を行うことにより、財務情報の信頼性を担保する
- 〇評価委員会における財務諸表等の確認(法第34条第3項)
  - …合規制及び表示内容の適正性の観点から主に次の内容について行う

項目		財務諸表等確認事項	根拠法令等			
提出書類について	全ての必要な書類の提出	財務諸表: 貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの付属明細書添付書類: 事業報告書、決算報告書、監事及び会計監査人の意見	法34条、地方独立行 政法人岡山市立総合 医療センターの業務 運営等に関する規則			
	提出期限の厳守	財務諸表及び添付書類の当該年度終了後3月以内の提出	法34条			
財務諸表の整合	事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日	法32条			
について	記載事項	重要な会計方針、表示科目、注記等の遺漏の確認	法33条			
	計数の整合	合計等の基本的な計数の整合	法33条			
	書類相互間の数値の整合	主要表と附属明細書との整合・書類相互間の整合等	法33条			
	運営費負担金	運営費負担金に係る会計処理の適正				
監事·会計監査人	財務諸表の承認にあたり考	慮すべき監事·会計監査人の意見の有無	法34条2項			
の意見 	監事が理事長又は設立団体	め長に提出した意見の有無 はの長に提出した意見の有無	法13条			
その他	利益及び損失の処理等の通	题切性	法40条			
	短期借入金の限度額超過の有無、長期借入金以外の長期借入金の有無					
	余裕金の不適切な運用の有無					
	重要な財産の不適切な処分	ー ・ ・ 等の有無	法44条			

#### 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター評価委員会

#### 平成26年度の業務実績に関する評価について『項目別評価一覧』

評価項目		法人自己評価		評価委員会委員別評価					評価委員会評価	
		大項目評価 (平均評点)	赤木委員	内田委員	片岡委員	寺尾委員	水田委員	評価結果	大項目評価 (平均評点)	
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置										
1 市立病院として特に担うべき医療										
(1)市民病院										
ア 救急医療、岡山ERに向けた準備										
イ 感染症医療										
ウ 災害医療										
エ 小児・周産期医療										
オ セーフティネット機能										
力 高度専門医療										
(2)せのお病院										
ア 救急医療										
イ 地域医療										
ウ 後方支援の役割										
エ 健康支援講座、西ふれあいCとの連携による在宅サービス										
才 災害医療										
2 医療の質の向上										
(1)安全・安心な医療の提供										
ア 医療事故の予防・再発防止										
イ 薬剤管理指導・栄養食事指導										
ウ 院内感染発生防止										
エ 職員の行動規範と倫理の徹底										
(2)診療体制の強化・充実										
(3)医療の標準化の推進										
ア 総合情報システム整備										
イ クリニカルパス、QI										
(4)調査・研究の実施										
3 市民・患者サービスの向上										
(1)患者中心の医療の提供										

ļ	ア インフォームドコンセント、セカンドオピニオン					
	イ 患者満足度調査					
	ウ 裁判外紛争解決システム					
	(2)職員の接遇向上					
	(3)市民や患者にわかりやすい情報発信					
	(1)地域医療連携の推進					
	(2)地域医療への支援					
	ア オープンカンファレンス					
	イ 医師不足地域等への人的支援					
	5 教育及び人材育成					
	(1)教育・人材育成の強化					
	6 保健・医療・福祉連携への貢献					
	(1)保健医療福祉行政への協力					
	(2)疾病予防の取り組み					
質問	第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					
	1 業務運営体制の構築					
	(1)業務運営体制の構築					
	(2)多様な人材の確保					
	(3)外部評価等の活用					
	2 職員のやりがいと満足度の向上					
	(1)研修制度の充実及び資格取得への支援					
	(2)適正な人事評価制度					
£ 00	(3)職場環境の整備					
質問	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置					
	1 持続可能な経営基盤の確立					
	2 収入の確保及び費用の節減					
	第4 その他業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置					
	1 新市民病院の整備					
				1	1	

#### 3. 小項目別の自己評価

#### 【評価例】

自己評価と判断が変わらない場合は、「判断理由・意見等」は空欄で結構です。 ただし、特筆すべき点等がありましたら記入してください。

#### 中期目標

安全で質の高い医療を安定的・継続的に提供するため、岡山ERとの連携強化による総合的な診療体制を確立するとともに、多職種連携によりチーム全体で医療を推進するなど、診療体制の強化・充実を図ること。

라 #마루시 (주)	左连弘南	法人による自己評価				評価委員会による評価		
中期計画	年度計画	評価の判断理由・	業務の実	施状況等	評価	評価	評価の判断理由・意見等	
新市民病院において、総合的な診	医師,看護師など医療従事者を確	NST研修会,救急症例検討会など多			_	Α		
療を行うべく、体制と業務の両面に	保するとともに、総合的な診療を提	職種での研修会を	開催してい	る。今後チ	A	A		
おいて強化を図る。	供する「総合内科」を新たに設置す	ーム医療の充実の	ために回	数を重ねて				
体制面では, 医療従事者を増強す	る。	いきたい。						
るとともに,「総合診療内科」を新た	日々の診療で行っているカンフ							
に設置し、包括した医療の提供でき	ァレンスとは別に多職種横断的な症	(市民病院)						
る体制を構築する。また、日々の診	例研修会を積極的に実施し、医療の	研修会	24 年度	26 年度				
療で行っているカンファレンスとは	質の向上を図る。	701100万	実 績	実 績		数値目標のある項目は客観的評価		
別に多職種横断的な症例研修会を積	NSTをはじめ多職種で構成さ	医療安全研修	13 回	26 回				
極的に実施し、医療の質の向上を図	れるチーム医療を積極的に行う。	緩和ケアチーム	c 🗔	4 🗔				
る。	【目標値】	勉強会	6 回	4 回				
業務面では、岡山ERと各診療科	市民病院 せのお病院 項目   平成24年度   平成26年度   平成24年度   平成26年度   上標   上標	救急症例研修会	6 回	5 回				
との連携による診療を行うととも	院内における多職種で   の底例研修会実施回数   37 回   37 回   6 回   6 回	NST研修会	10 回	8回				
に、NSTをはじめ多職種で構成さ		院内感染研修会	2 回	30 回				
れるチーム医療を積極的に行う。		計	37 回	73 回				
【目標値】		_	I.					
市民病院   せのお病院   平成29年度   平成29年度   平成29年度   平成29年度   平成29年度   平成29年度   日標   日標   日標   日標   日標		(せのお病院多職種	研修会:1	回)				
院内における多職種で								

#### 3. 小項目別の自己評価

#### 【評価例】

自己評価と判断が異なる場合は、「判断理由・意見等」を記入してください。

中期目標

イ 第二種感染症指定医療機関として、引き続き現在の役割を果たすこと。また、新型インフルエンザ等の感染症発生時においては、感染症指定医療機 関として先導的かつ中核的な役割を果たすこと。

中期計画	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による評価		
中朔計画	十度計画	評価の判断理由・業務の実施状況等	評価	評価	評価の判断理由・意見等	
イ 感染症医療について、第二種感染	イ 感染症医療について,第二種感染	イ 結核患者の受け入れを常時行ってお	^	S	・感染症患者の受け入れ態勢が維持さ	
症指定医療機関として、感染症患者	症指定医療機関として,感染症患者	り,二類感染症の受け入れ態勢も堅持し	Α	3	れており、緊急事態の発生に迅速に	
を常時受け入れられる体制を維持す	を常時受け入れられる体制を維持す	た。鳥インフルエンザ発生事案では、岡			対応できている点を評価	
るとともに, 二類感染症, 新型イン	るとともに, 二類感染症, 新型イン	山県からの依頼を受け、発熱者全患者(○				
フルエンザ等の感染症発生において	フルエンザ等の感染症発生において	人)を受け入れ,地域で中心的医療機関				
は、地域で先導的かつ中核的な役割	は、地域で先導的かつ中核的な役割	として対応した。				
を担う。	を担う。	また岡山県や保健所との協議を行い,		法人の自己評価に対する妥当性から評価		
		感染症発生時に対応するための体制の整				
		備を続けている。				

#### 中期目標

ウ 大規模災害に備え、傷病者の受入れや災害派遣などの医療救護が実施できる体制を構築するとともに、新市民病院開院後は、災害その他緊急時に迅速かつ適切な医療提供のできる拠点機能を確保すること。

中期計画	左连弘丽	法人による自己評価		評価委員会による評価		
中期計画 	年度計画	評価の判断理由・業務の実施状況等	評価	評価	評価の判断理由・意見等	
ウ 災害医療について,災害医療研修,	ウ 災害医療について,災害医療研修,	ウ 災害対策部会を発足し、月一回程度の	^	В	・DMAT及び医療救護班の体制整備	
災害医療救護訓練を積極的に実施	災害医療救護訓練を積極的に実施	ペースで災害時のトリアージなどの勉強	Α	Ь	は、計画通り。上回っていると評価	
し,災害発生時に迅速な派遣・受入	し、災害発生時に迅速な派遣・受入	を行ない,医療資機材を購入し,災害拠			できる点は特にない。	
対応ができる体制を整備するととも	対応ができる体制を整備するととも	点病院に向けての体制づくりに努めてい				
に,災害発生時の医療活動に備えた	に,災害発生時の医療活動に備えた	る。				
医薬品,水,食料などの備蓄や諸設	医薬品,水,食料などの備蓄や諸設	また、DMAT及び医療救護班の体制				
備の維持管理を行う。また、新市民	備の維持管理を行う。また災害拠点	整備は、人員の確保に向けた院内での打				
病院において災害拠点病院の指定を	病院の指定に向けて,災害派遣医療	ち合わせを行い、来年度の人員増の準備				
受ける予定であり、それに向けて、	チーム(DMAT)や医療救護班の	を行った。				
災害派遣医療チーム(DMAT)や	体制を整備する。					
医療救護班の体制を整備する。						

#### 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター年度評価実施要領

平成27年1月20日

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター評価委員会決定

地方独立行政法人法第28条の規定に基づき,地方独立行政法人岡山市立総合医療センター評価委員会(以下「評価委員会」という。)が地方独立行政法人岡山市立総合医療センター(以下「法人」という。)の各事業年度に係る業務実績に関する評価(以下「年度評価」という。)を実施するにあたっては,「地方独立行政法人岡山市立総合医療センター業務実績評価の基本方針」に基づき,以下の要領により実施する。

#### 1. 評価方法

評価委員会による年度評価は、法人から提出された各事業年度における業務実績を明らかにした報告書(以下「業務実績報告書」という。)等をもとに、「項目別評価」及び「全体評価」により行う。

評価結果は、別に定める「評価結果報告書」に記載するものとする。

#### 2. 項目別評価の具体的方法

「項目別評価」は、原則として当該年度の年度計画に定めた項目(小項目)ごとに、その実施状況について、法人が自己評価を行い、業務実績報告書を作成、提出する。その後、評価委員会においても小項目評価を行った上で、年度計画に掲げる「第1~第4」の項目(大項目)について評価を行う。

#### (1) 法人による小項目の自己評価

法人において、小項目ごとの進捗について次の5段階の評語を付して自己評価を行う。 その際、評価委員会が業務の実施状況を客観的に適正に判断して評価できるよう、小項目ごとの実施状況をできる限り定量的かつ正確な記述により業務実績がわかるよう 工夫するとともに、自己評価の結果とその判断理由を記載した業務実績報告書を作成する。

なお,業務実績報告書には,特色ある取り組み,法人運営を円滑に進めるための工夫, 今後の課題などを特記事項として自由に記載するものとする。

S(評点5):年度計画を大幅に上回って実施している。

A (評点4): 年度計画を上回って実施している。

B (評点3):年度計画を順調に実施している。

C (評点2): 年度計画を十分に実施できていない。

D (評点1): 年度計画を大幅に下回っている。

#### (2) 評価委員会による小項目評価

評価委員会は,法人から提出された業務実績報告書等をもとに,法人の業務実績や法人による自己評価などを総合的に検証し,小項目ごとの進捗状況について,法人の自己

評価と同様に「S,  $A \sim D$ 」の5段階の評語を付すことにより小項目評価を行う。

その際,単に目標値及び前年度数値と当該実績値の比較だけでなく,計画を達成する ために行った取り組み等についても考慮し,総合的に判断するものとする。

評価にあたり,評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は,その判断理由を記載し,また,その他必要に応じて,特筆すべき点や遅れている点についても記載する。

なお,総合的な判断を行うため,評価委員会は,必要に応じて法人への意見聴取や資料提供を求めることができることとする。

#### (3) 評価委員会による大項目評価

評価委員会において、大項目ごとに中期計画の実現に向けた業務の進捗状況を評価するため、小項目評価における平均評点を客観的基準として、次の5段階の評語を付すことにより大項目評価を行う。

また, その他必要に応じて, 特筆すべき点や遅れている点について記載する。

- 5:中期計画の実現に向けて,特筆すべき進捗状況にある (小項目評価評点平均4.2以上)
- 4:中期計画の実現に向けて目標を上回って実施している (小項目評価評点平均3.7以上4.1以下)
- 3:中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる (小項目評価評点平均2.7以上3.6以下)
- 2:中期計画の実現のためにはやや遅れている (小項目評価評点平均1.7以上2.6以下)
- 1:中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある (小項目評価評点平均1.6以下)

#### 3. 全体評価の具体的方法

評価委員会において,項目別評価の結果を踏まえ,年度計画及び中期計画の全体的な 進捗状況について、記述式による評価を行う。

全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取り組み(法人運営における業務運営の改善・効率化、財務内容の改善など)を積極的に評価するものとする。

また,項目別の結果とともに,主な取組や特色ある取組及び特に優れている点等特筆 すべき取組についても記載するものとする。

さらに、業務実施状況に対する評価委員会の意見や改善すべき事項に対する指摘を評価結果報告書に記載するとともに、特に重大な改善事項については勧告を行うものとする。